

雇用情勢改善過程と有効求人倍率の推移

有効求人倍率は平成 21 年の 0.47 倍を底に 6 年間上昇し、平成 27 年には 1.20 倍となった。このレポートでは、今回の有効求人倍率の上昇過程と過去の動向とを比較し、雇用情勢の改善に伴う有効求人倍率の推移について分析する。

1. 有効求人倍率の上昇過程

有効求人倍率は平成 21 年の 0.47 倍を底に 6 年間上昇し、平成 27 年には 1.20 倍となった。有効求人倍率が長期に上昇した過程として 4 年以上のものをみると、「昭和 40 年から 45 年」の 5 年間における 0.77 ポイントの上昇、「昭和 61 年から平成 2 年」の 4 年間における 0.78 ポイントの上昇、「平成 14 年から 18 年」の 4 年間における 0.52 ポイントの上昇があるが、今回（「平成 21 年から 27 年」）は 6 年間で 0.73 ポイントの上昇となり、有効求人倍率の上昇期間としては最も長くなった。なお、年平均でみた上昇ポイントは 0.12 ポイントで他に比べ低い値となっている（図 1）。

2. 雇用情勢改善過程を通じた求人の変化

雇用情勢改善過程における有効求人数の増加を改善 4 年目でみると、「昭和 40 年から 45 年」の伸びが最も大きく、「昭和 61 年から平成 2 年」が次いでいる。今回の値は前回（「平成 14 年から 18 年」）に比べれば大きいものの、過去と比べ、必ずしも伸びが大きいわけではない（図 2 上図）。

また、雇用情勢改善過程における有効求職者数の減少を改善 4 年目でみると、「昭和 61 年から平成 2 年」で減少が最も大きく、「平成 14 年から 18 年」がこれに次いでいるが、有効求人数での違いに比べ、有効求職者数の減少の動きには違いが少ない（図 2 下図）。

雇用情勢改善過程の有効求人数の変化率を対前年比でみると、どの過程においても 2 年目の伸びが最も大きくなっている。今回についても、2 年目に伸びが高まった後、変化率は次第に小さくなっている（図 3 上図）。なお、有効求職者数の動きについては、2 年目に減少率が大きくなる場合もみられるが、今回は 5 年目の減少率が大きくなっている（図 3 下図）。

新規求人数の動きにより、前回と今回をみると、改善 2 年目に伸びが高まり、その後、対前年比変化率が次第に小さくなっている。また、求人の伸びの鈍化に伴って、産業ごとにも、総じて伸びの鈍化がみられるが、卸売・小売業、飲食店、医療、福祉は相対的に堅調な動きを示し、寄与率の上昇がみられる（図 4、参考表）。

3. 有効求人倍率の上昇要因の変化

雇用情勢の改善過程では求人数が増加し、求職者数が減少することで求人倍率が上昇することとなるが、有効求人倍率の上昇ポイントを求人増加の要因と求職減少の要因に分解してみると、比較する4つの期間については、雇用情勢改善過程の3年目までは、どの期間においても求人増加要因の方が求職減少要因よりも大きい。しかし、雇用情勢改善過程の4年目になると、求職減少要因が求人増加要因を超える場合があり、平成2年の求職減少要因は寄与率で56.7%となった。また、今回の雇用情勢改善過程では、5年目の平成26年と6年目の平成27年において、求職減少要因が求人増加要因を超えている(図5)。

雇用情勢改善過程の進展に伴って、求人の伸びは次第に鈍化していくため、有効求人倍率の上昇における求人増加要因も次第に縮小し、求職減少要因が相対的に大きくなる傾向がみられる。

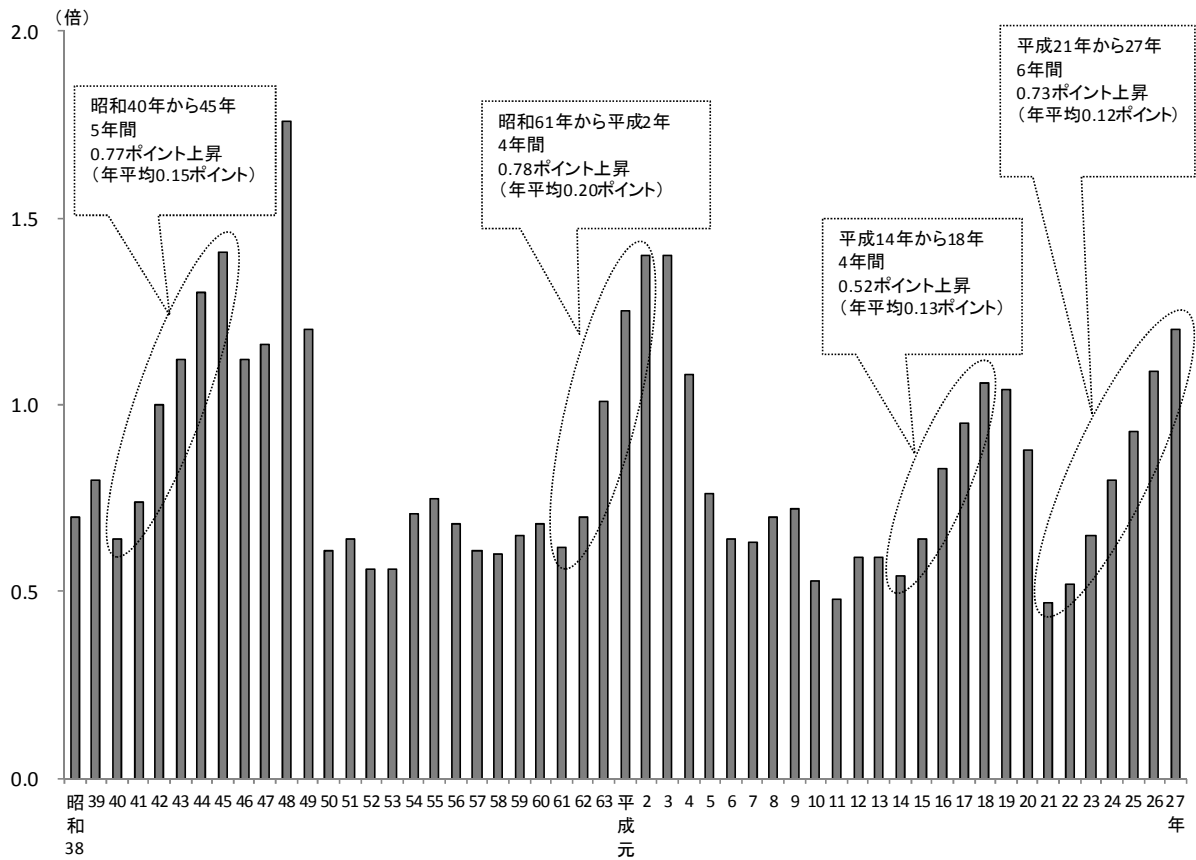
問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

岸場 大輔 直通：03-3502-6770

図 1 有効求人倍率の推移

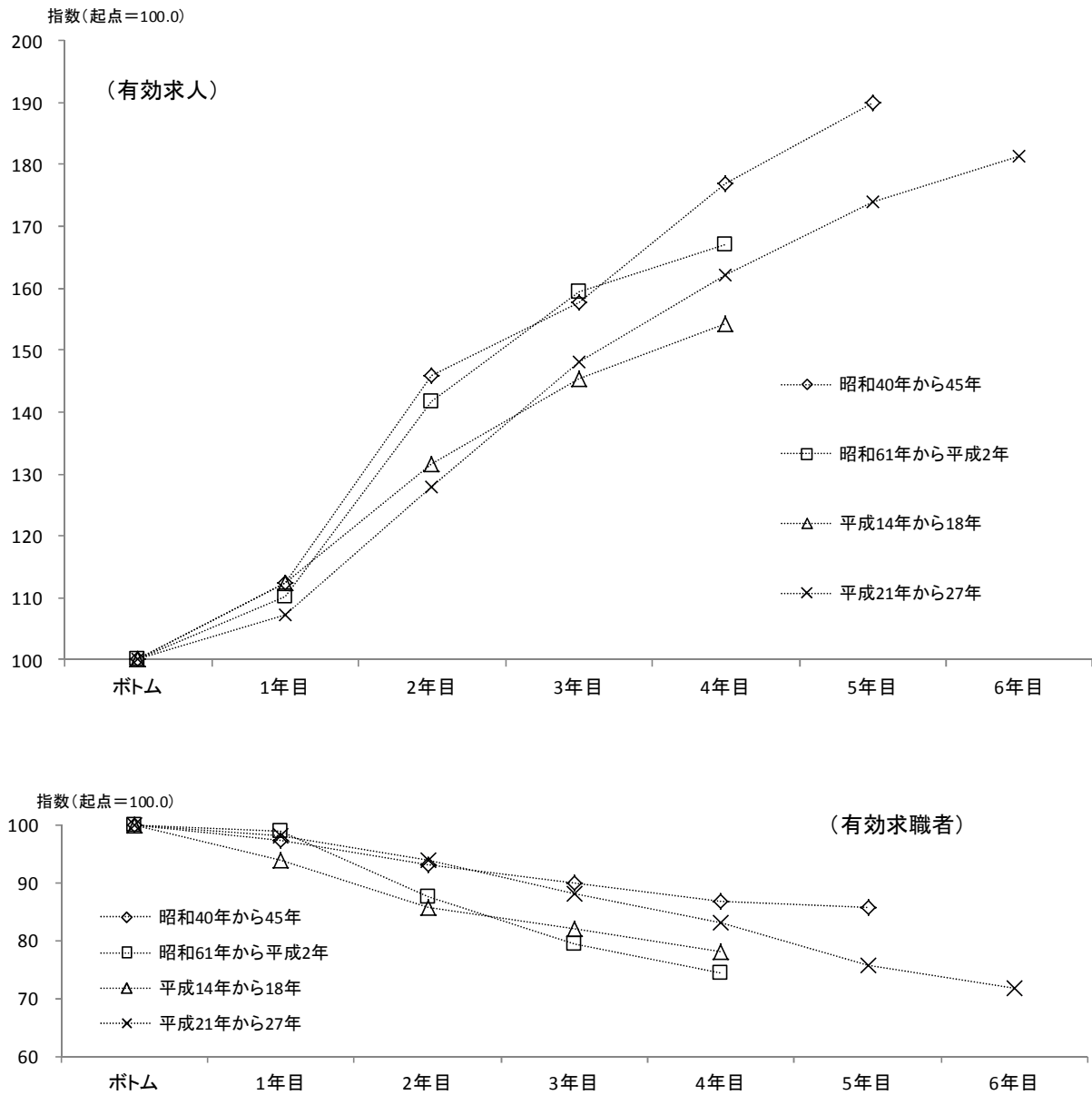


資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 有効求人倍率が4年以上上昇した過程を長期の雇用情勢改善過程として示した。

2) ボックス内に()で示した年平均は、有効求人倍率の上昇ポイントを当該上昇期間で除した値である。

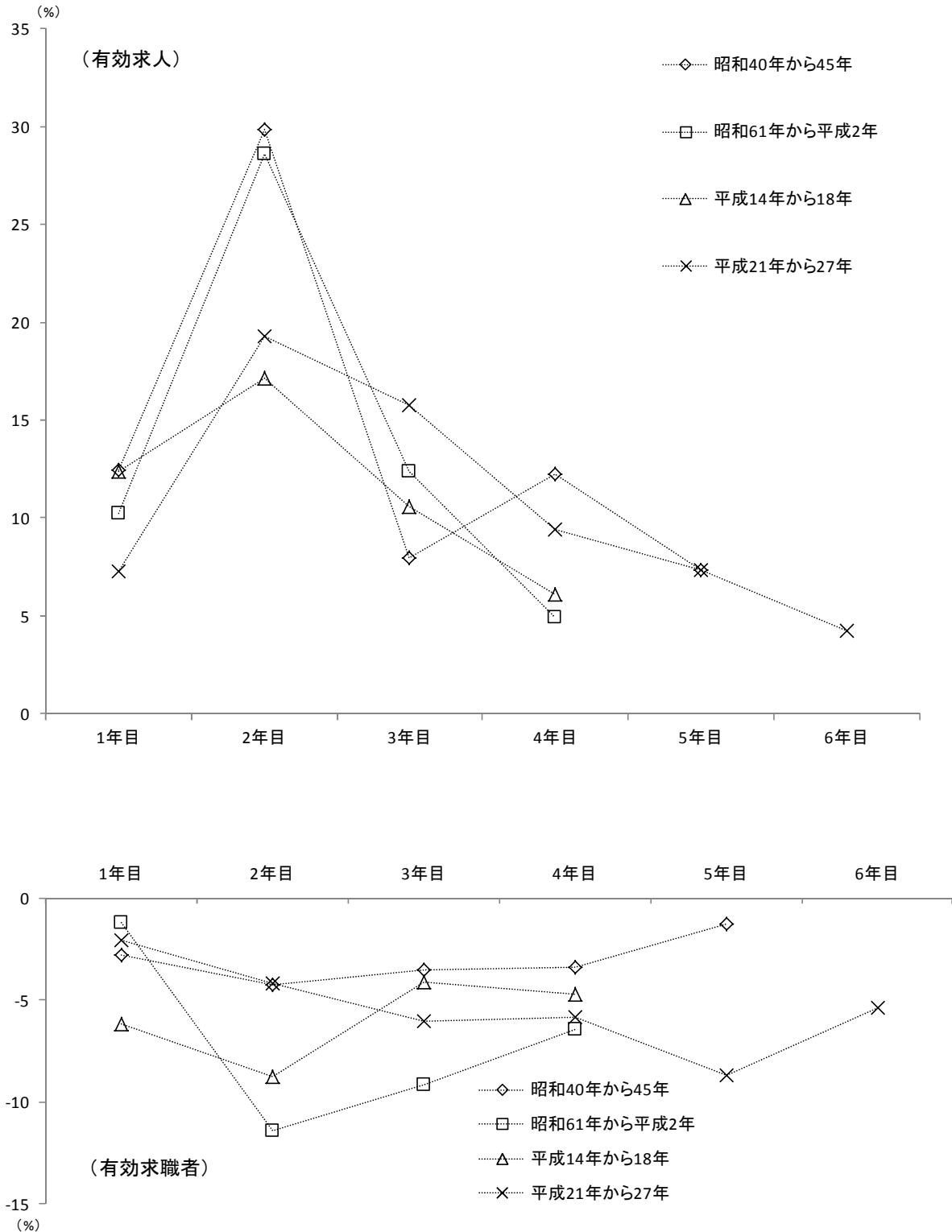
図2 雇用情勢改善過程における有効求人と有効求職者



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 有効求人倍率が4年以上上昇した雇用情勢改善過程について、有効求人倍率が底だった年(ボトム)を起点として有効求人数及び有効求職者数を指数化した。

図3 雇用情勢改善過程における有効求人と有効求職者の変化率

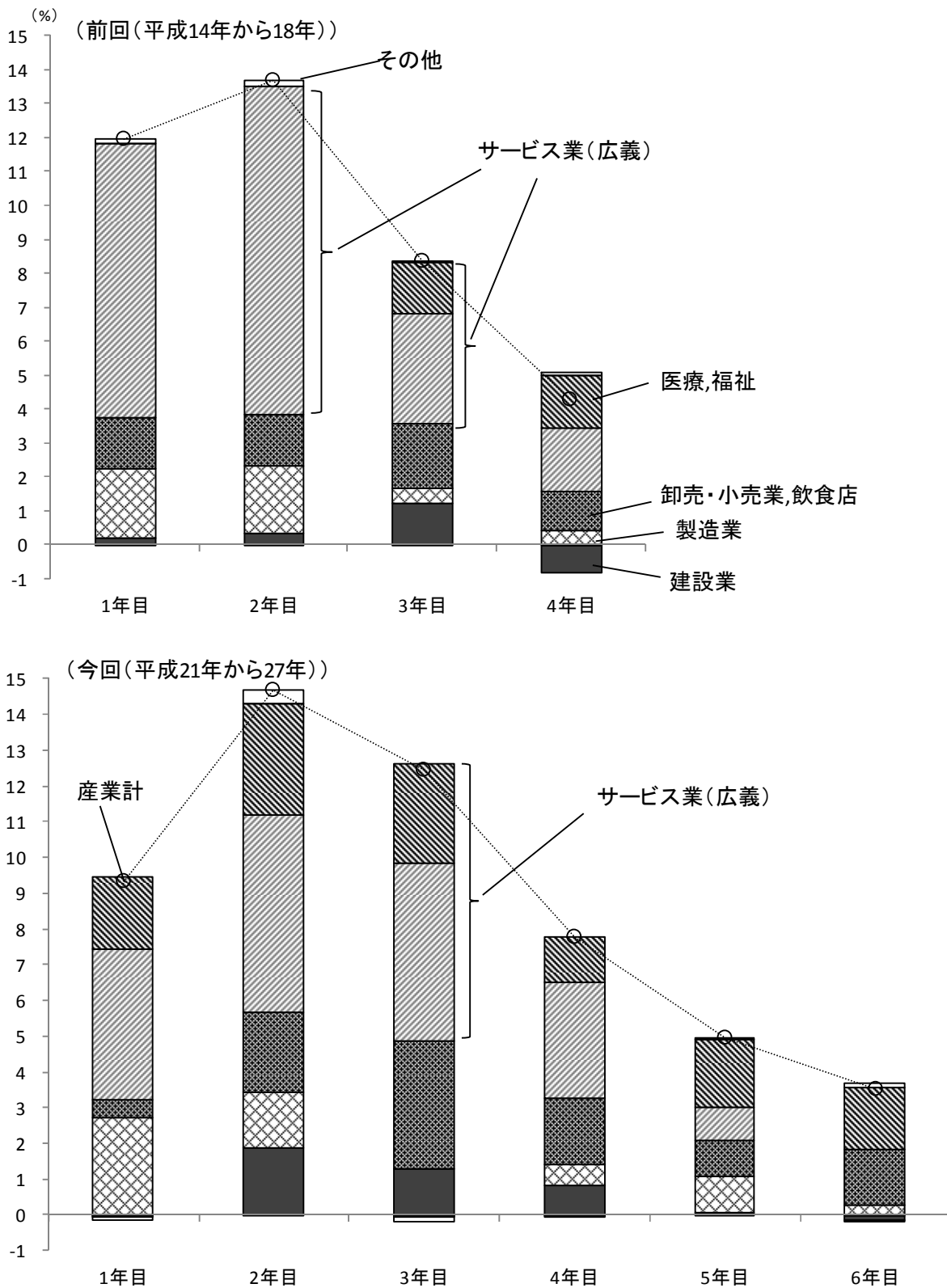


資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 有効求人倍率が4年以上上昇した雇用情勢改善過程について、有効求人数及び有効求職者数の対前年比変化率として示している。

2) 各雇用情勢改善過程の1年目の値は、有効求人倍率の底となる年の次の年の対前年比の値であり、それに続けて以降の推移を対前年比で示している。

図4 雇用情勢改善過程における新規求人の変化率と産業別内訳

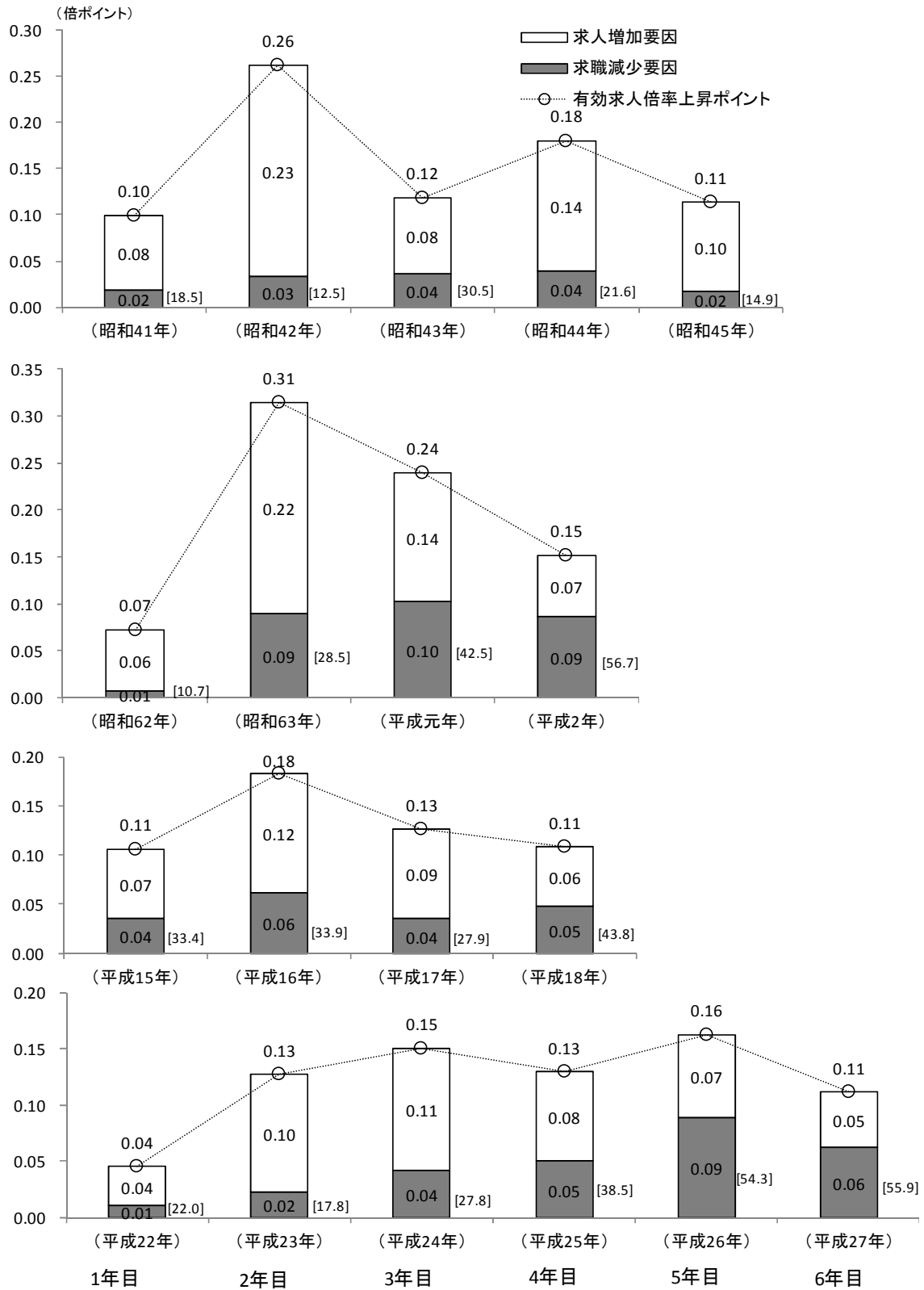


資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 雇用情勢改善過程の1年目の値は有効求人倍率の底となる年の次の年の対前年比の値であり、それに続けて以降の推移を対前年比で示している。

2) 産業別内訳は寄与度であり、産業分類は参考表(P8)の注釈を参照。

図5 雇用情勢改善過程における有効求人倍率の上昇ポイントとその内訳



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに作成

(注) 1) 数値は有効求人倍率が4年以上上昇した雇用情勢改善過程について対前年差を以下の要因分解式に基づいて算出した(O: 有効求人数、A: 有効求職者数)。

$$\Delta \left[\frac{O}{A} \right] = \underbrace{\frac{1}{A + \Delta A} \cdot \Delta O}_{\text{求人増加要因}} - \underbrace{\frac{O}{A(A + \Delta A)} \cdot \Delta A}_{\text{求職減少要因}}$$

2) 求職減少要因の寄与度の右に[]で寄与率を付した。

参考表 雇用情勢改善過程における新規求人の産業動向

(単位:%)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		(平成15年)	(平成16年)	(平成17年)	(平成18年)		
寄与度	産業計	12.0	13.7	8.4	4.3		
	建設業	0.2	0.4	1.2	△ 0.8		
	製造業	2.1	2.0	0.4	0.4		
	卸売・小売業,飲食店	1.5	1.5	1.9	1.2		
	サービス業(広義)	8.1	9.7	4.8	3.4		
	医療、教育、社会福祉	1.5	1.2	-	-		
	医療,福祉	-	-	1.5	1.6		
	その他	0.2	0.2	0.0	0.1		
		(平成22年)	(平成23年)	(平成24年)	(平成25年)	(平成26年)	(平成27年)
	産業計	9.3	14.7	12.5	7.8	5.0	3.5
	建設業	0.0	1.9	1.3	0.8	0.1	△ 0.2
	製造業	2.7	1.5	0.0	0.6	1.0	0.3
	卸売・小売業,飲食店	0.5	2.2	3.6	1.8	1.0	1.6
	サービス業(広義)	6.2	8.6	7.8	4.5	2.8	1.7
医療,福祉	2.0	3.1	2.8	1.2	1.9	1.7	
その他	△ 0.1	0.4	△ 0.1	0.0	0.1	0.1	
寄与率		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		(平成15年)	(平成16年)	(平成17年)	(平成18年)		
	産業計	100.0	100.0	100.0	100.0		
	建設業	1.6	2.6	14.7	△ 19.1		
	製造業	17.1	14.5	5.3	9.8		
	卸売・小売業,飲食店	12.7	10.9	22.6	27.7		
	サービス業(広義)	67.3	70.9	56.8	80.0		
	医療、教育、社会福祉	12.3	9.0	-	-		
	医療,福祉	-	-	18.4	36.6		
	その他	1.3	1.1	0.5	1.6		
		(平成22年)	(平成23年)	(平成24年)	(平成25年)	(平成26年)	(平成27年)
	産業計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	建設業	△ 0.2	12.9	10.3	10.9	1.6	△ 4.3
	製造業	29.0	10.5	△ 0.2	7.4	20.3	8.3
卸売・小売業,飲食店	5.3	15.2	28.9	23.7	19.8	44.2	
サービス業(広義)	67.0	58.8	62.2	58.2	57.1	48.5	
医療,福祉	21.5	21.2	22.4	16.1	37.9	48.5	
その他	△ 1.2	2.6	△ 1.2	△ 0.2	1.1	3.4	

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 寄与度の産業計の値における雇用情勢改善過程の1年目の値については、有効求人倍率の底となる年の次の年の対前年比であり、以降の推移を対前年比で示している。
- 2) 卸売・小売業,飲食店については、平成5年10月改定(第10回改定)の日本標準産業分類に平成14年3月改定(第11回改定)の日本標準産業分類の卸売・小売業、飲食店(飲食店,宿泊業の中分類)の計を、また、平成19年11月改定(第12回改定)の日本標準産業分類の卸売業,小売業、飲食店(宿泊業,飲食サービス業の中分類)の計を接続した。
- 3) サービス業(広義)については、平成5年10月改定分類の運輸・通信業、不動産業、サービス業の計、平成14年3月改定分類の情報通信業、運輸業、宿泊業等(飲食店,宿泊業から飲食店を除いたもの)、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業、サービス業(他に分類されないもの)の計、平成19年11月改定分類の情報通信業、運輸業,郵便業、宿泊業等(宿泊業,飲食サービス業から飲食店を除いたもの)、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の計とした。なお、平成5年10月改定分類のサービス業の内数として医療、教育、社会福祉を表章したが、平成14年3月改定の医療,福祉(大分類)、平成19年11月改定分類の医療,福祉(大分類)とは接続しない。
- 4) その他は農,林,漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、公務(他に分類されるものを除く)・その他の計とした。